

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進



文部科学省

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

地域 学校



- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**



地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進

【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する**学校運営の基本方針**を承認
- **学校運営**について、教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用**に関して、教育委員会に**意見**

地域学校協働活動推進員

意見

学校運営
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

任命

(委員) 10~15人程度

- ・地域住民
- ・保護者
- ・地域学校協働活動推進員 など

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

教育・体験活動プログラム等の利用者と
提供者のマッチングを行うポータルサイト
(R5年度中に構築予定)の活用

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員

保護者

地域住民

PTA

子ども会

民生委員
児童委員

人権擁護
委員

消防団

社会教育
団体・施設

企業・NPO

文化・スポーツ
団体

地域住民等の参画を得て、
・**放課後等における学習支援・体験活動**（放
課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動
補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事へ
の参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

コミュニティ・スクールの意義

地域とともにある学校づくりを進める手段として、地域が「**当事者**」として学校運営に参画できる仕組み

コミュニティ・スクールでは、法律に基づき、**学校運営協議会の役割や権限が明確化**されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の**当事者**として、**自立した学校と対等な立場**で、**継続**して学校運営に関わることができる

【**学校運営協議会の主な機能・権限**】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

- ① 校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**する
- ② 教育委員会又は校長に対して**学校の運営に関する事項について意見を述べる**ことができる
- ③ **教職員の任用に関して**教育委員会規則に定める事項について、**任命権者に意見を述べる**ことができる



- 1 当事者性** … 十分な権限により**当事者意識が高まり、協議が活性化（熟議）**
(協議会の決定や委員の発言に責任が伴うため、学校運営に責任を持って参画)
- 2 自立性・対等性** … **十分な権限を持つ自立した合議体**として、効果的な学校運営に寄与
(協議会が「承認」等の権限を有するため、学校運営に多様な意見を確実に反映させることが可能)
- 3 持続性** … 永続的かつ安定した**学校運営のための仕組みを制度的に保証**
(法律に基づく制度として、**国の財政支援等を活用**して組織的・継続的に取り組むことが可能)

コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化

学校の課題



「社会に開かれた教育課程」の実現

教育の目標などを学校と地域が真に共有し、連携・協働することに課題

学校における働き方改革

学校業務の精選や教師の意識改革などに課題

子供の課題



不登校対策

不登校やいじめなど、学校内外において子供が抱える問題への対応に課題

地域の課題



地域コミュニティの再生

子供たちが地域と関わる機会、ふるさとを知り学ぶ機会の減少などの課題

地域防災

災害時に避難所となる学校と地域の連携体制・物資等の整備に課題

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む

(例) 茨城県牛久市

学校運営協議会委員が授業研究に参画。学校理解を深め、熟議を行うことで、社会に開かれた教育課程を実現。教師の授業力向上、子供の学力向上にも寄与

(例) 岡山県浅口市

保護者や地域住民と目標や課題を共有し、業務の見直しを実現。協議を通じて教師の意識改革にも成果

(例) 北海道登別市

学校運営協議会の組織を生かし、多様な関係主体との円滑な情報共有や連携・協働により、チームとしての不登校対策体制を構築

(例) 岩手県大槌町

地域の協力のもと郷土の歴史や特産・文化を学ぶ「ふるさと科」を推進し、子供たちの地域への愛着を育む学びを充実

(例) 熊本県

自治体の防災担当職員等が学校運営協議会に参画し、地域住民との合同防災訓練など、防災に関する事項・取組を協議・実践

教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）【概要】

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

（令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会）

- 「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業
- 我が国の学校教育の成果は高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるもの
- 教師の時間外在校等時間は一定程度改善したが、依然として、長時間勤務の教師が多い状況であり、持続可能な教育環境の構築に向けて、教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要
 - ・ 国、都道府県、市町村、各学校などが自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組む
 - ・ 保護者や地域住民、企業など社会全体が一丸となって課題に対応する
- 改革の目指すべき方向性は、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすること。教師が教職生涯を通じて新しい知識・技能等を学び続け、質の高い教職員集団を実現していくことは、我が国の学校教育の充実にとって極めて重要

本提言は、**できることを直ちに行うという考え方のもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめた**ものであり、これで終わりではない。今後、制度的な対応が必要な施策を含め、広範多岐にわたる諮問事項について更に議論を進める予定。

取組の具体策

1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

(1) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」

を徹底するための取組

- ・ 国、都道府県、市町村、各学校の**それぞれの主体**ごとに、**具体的な対応策の好事例を横展開**

(2) 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し

- ・ 全ての学校で授業時数について点検し、特に、**標準授業時数を大幅に上回って**（年間1,086単位時間以上）**いる学校は、見直すことを前提に点検**を行い、指導体制に見合った計画に見直し
- ・ **学校行事**について、**精選・重点化**、**準備の簡素化・省力化**

(3) ICTの活用による校務効率化の推進

- ・ 学校保護者間の連絡手段のデジタル化などICTの更なる活用、生成AIの校務への活用の推進

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

- ・ 学校における働き方改革等を**学校運営協議会**や総合教育会議で積極的に議題化
- ・ **保護者等からの過剰な苦情等**に対しては、教育委員会等の**行政による支援体制を構築**

(2) 健康及び福祉の確保の徹底

- ・ 令和元年の給特法改正を踏まえた勤務時間の上限等を定めた**「指針」の実効性の向上**
- ・ メンタルヘルス対策に向けた個別の要因分析や対策の好事例の創出

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

- ・ 在校等時間の把握方法等の改めでの周知
- ・ 徹底、各教育委員会等の状況を丁寧に確認

3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

(1) 教職員定数の改善

- ・ 教師の持ちコマ数の軽減等にも資する**小学校高学年の教科担任制の強化**などの教職員定数の改善

(2) 支援スタッフの配置充実

- ・ **教員業務支援員の全小・中学校への配置**をはじめ、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習指導員、部活動指導員などの配置充実

(3) 処遇改善

- ・ 給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、**主任手当や管理職手当の額を速やかに改善**

(4) 教師のなり手の確保

- ・ 教師のなり手を新たに発掘するための**教育委員会と大学・民間企業等との連携・協働**による教職の魅力発信等や、マッチングの効率化や入職前研修等への支援、**大学と教育委員会による教員養成課程の見直しや地域枠の設定、奨学金の返還支援に係る速やかな検討**を推進

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）（5文科初第1090号 令和5年9月8日）

https://www.mext.go.jp/content/230914-mext_zaimu-000031836_1.pdf



「新・放課後子ども総合プラン」の推進（平成30年9月14日策定）

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

目標等

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実



「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる国全体の目標（2023年度末まで）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

取組の現状

放課後子供教室（文部科学省）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

趣旨	放課後子供教室（文部科学省）	放課後児童クラブ（厚生労働省）
趣旨	すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施	共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供
令和5年度予算	71億円の内数	1,205億円
実施数	17,129教室 	 26,683か所
一体型	5,869か所	
登録児童数	—	1,392,158人
新規開設分の小学校での割合	—	55% (4,599か所のうち2,508か所)
実施場所	小学校 73.1%、その他（公民館、中学校など）26.9%	小学校 53.1%、その他（児童館、公的施設など）46.9%

※放課後子供教室の教室数（令和4年度に実施する活動数）及び実施場所は令和4年11月時点、放課後児童クラブの箇所数と一体型、新規開設分の小学校での割合、実施場所における割合は令和4年5月時点の数値を記載
※令和5年1月時点更新

放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について

(令和5年8月31日付け成環第125号・5教地推第71号通知) 【概要】

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、改めて「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」)の趣旨を周知するとともに、**待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、配慮いただきたい事項について通知**するもの。

1. 学校施設等の有効活用について

- (1) 余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ① 余裕教室の活用、**学校施設の一時的な利用(タイムシェア)**の促進
 - ② 学校教育・児童福祉を担う**部局間・関係者間の連携**による検討
 - ③ 余裕教室の改修、設備整備、備品購入、プレハブ施設の設置等に係る**国庫補助(放課後子ども環境整備事業)**の活用
 - ④ 学校施設の転用に係る**財産処分手続の大幅な弾力化等**
- (2) 廃校施設の活用
 - ・ 地域の実情・ニーズを踏まえた廃校施設の活用
 - ・ 施設改修、送迎支援に係る国庫補助(子ども・子育て支援施設整備交付金)の活用
- (3) **学校施設と放課後児童クラブの複合化**
 - ・ 学校施設と他の公共施設等の複合化に関する報告書・事例集、複合化して整備する場合の補助金の活用

2. 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化について

- ・ 学校施設の管理運営上の責任の所在について関係部局間での取決めが行われやすくなるよう示した**協定書のひな形**(R1.7通知)の参照
- ・ 学校施設の一時的な利用(タイムシェア)において**あらかじめ取り決めておくことが望ましい事項**の参照

3. 関係部局間・関係者間の連携について

- (1) **総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討**
 - ・ 教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について積極的に**総合教育会議で取り上げ**
- (2) **推進委員会等による放課後児童対策の検討**
 - ・ 市区町村：新プランに基づく運営委員会等を活用した適切な体制づくり
 - ・ 都道府県：新プランに基づく推進委員会等を活用した連携
- (3) **学校運営協議会を活用した学校・家庭と放課後児童クラブとの連携**
 - ・ **学校運営協議会制度の導入や積極的活用**(例：放課後児童クラブ関係者を協議会委員に選定、議題設定の工夫)の検討

4. その他

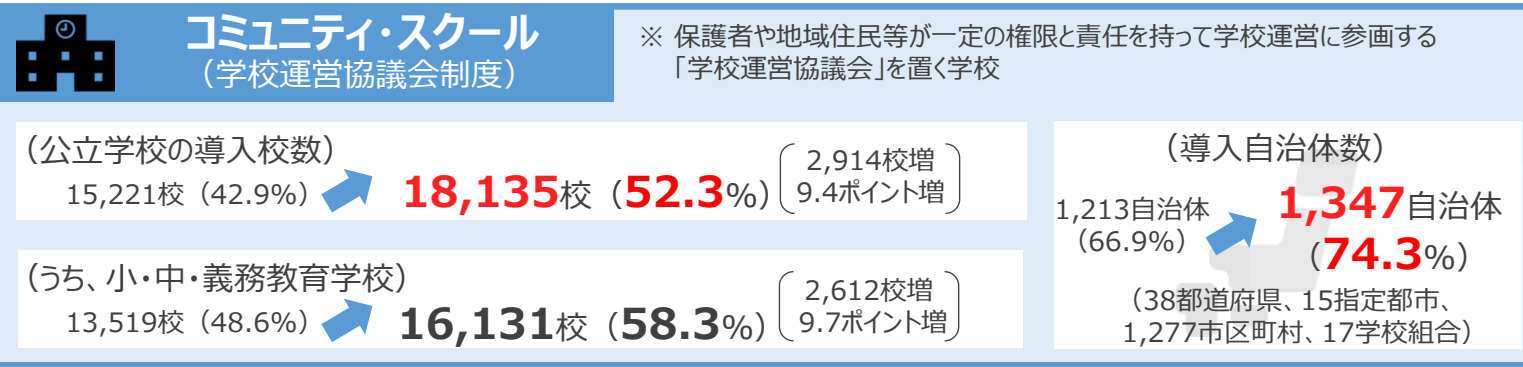
- (1) **放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営について**
 - ・ 新プランに基づく**両事業の連携**、同一小学校内等での**一体型の推進**
 - ・ 国庫補助等の活用による推進体制の構築・実施環境の整備
- (2) **放課後のこどもの居場所づくりについて**
 - ・ 児童館・社会教育施設等を活用した居場所の確保
 - ・ 国庫補助(放課後居場所緊急対策事業：児童館等の入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置を支援)の活用



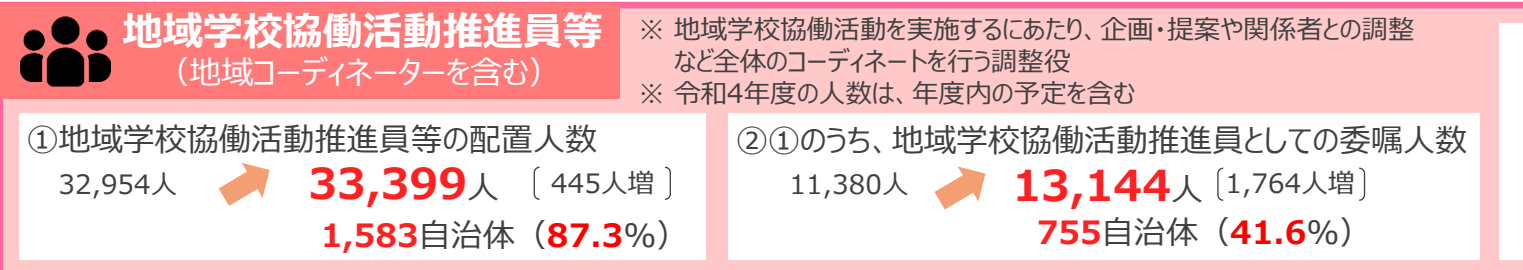
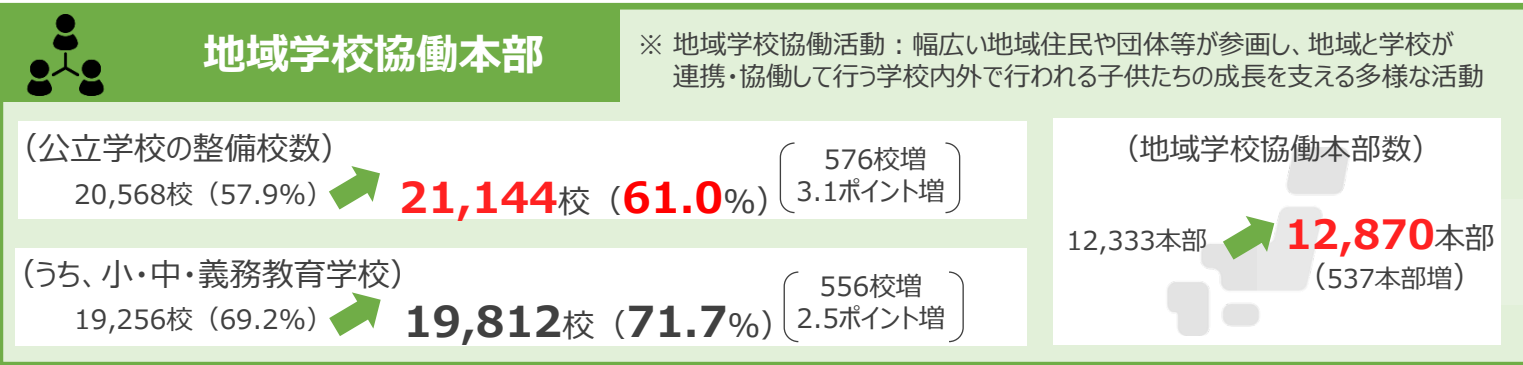
令和5年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査

文部科学省では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全国的な調査を実施。令和5年度（令和5年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

【調査結果のポイント】

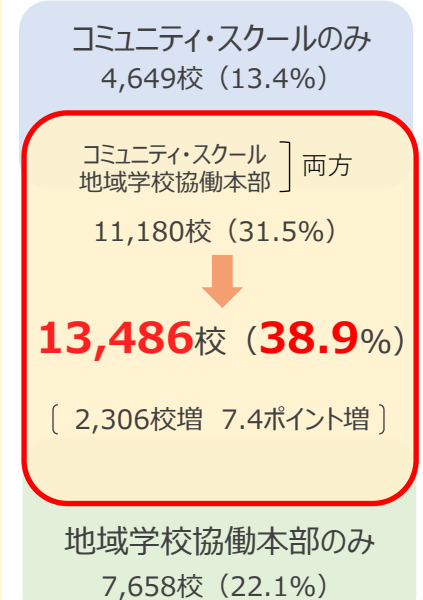


※ 学校運営協議会類似の仕組みを設置している学校 4,818校（前年度から1,334校減）



(調査基準日：令和5年5月1日)

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況



③①のうち、学校運営協議会委員である者
8,954人 ➡ **11,125人 (2,171人増)**
②のうち、学校運営協議会委員である者
4,810人 ➡ **6,055人 (1,245人増)**

【今後の方針】

- 導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- 地域学校協働活動推進員の配置充実、常駐的な活動、資質向上等への支援
- 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

➡ **更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る**

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

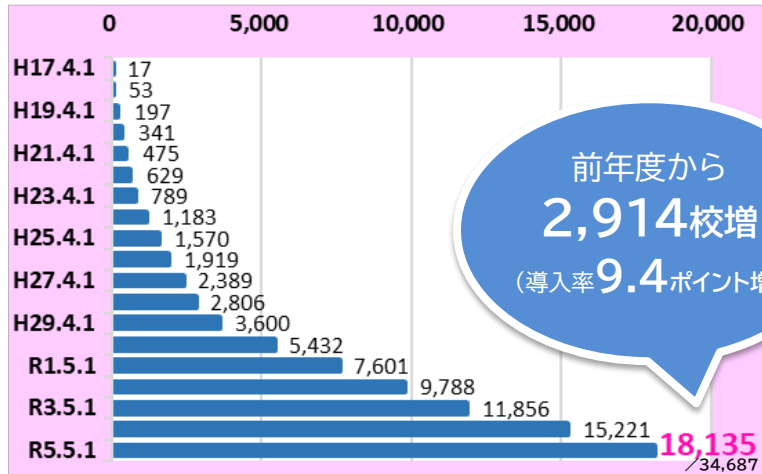
令和5年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数:**18,135**/34,687校

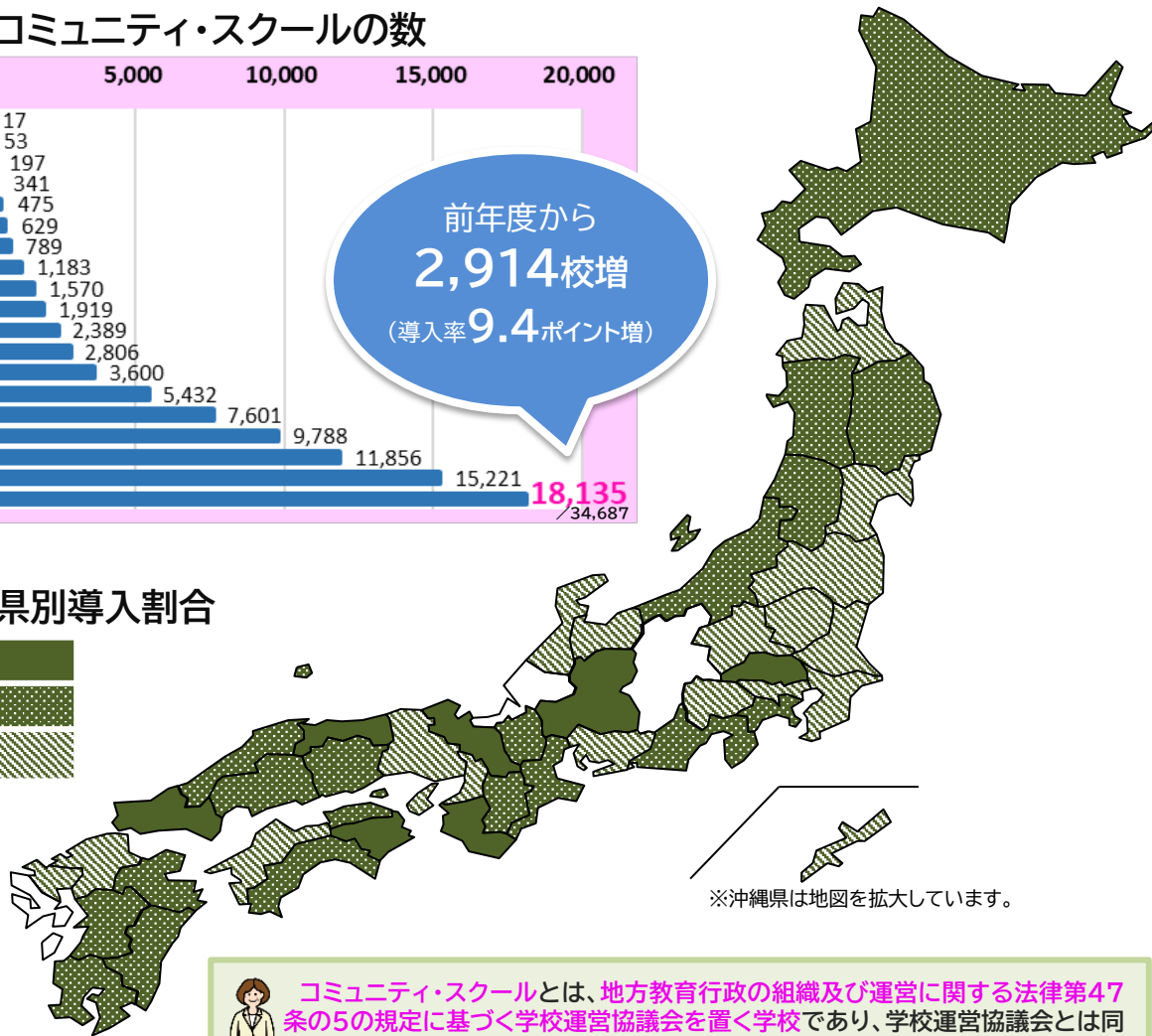
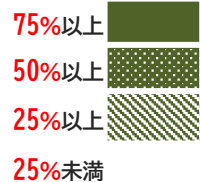
(教育委員会が学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**52.3%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入割合

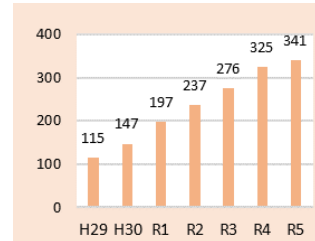


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

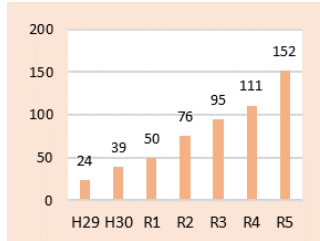
幼稚園

341/2,437園



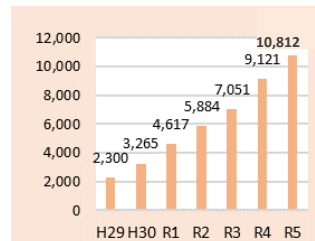
義務教育学校

152/202校



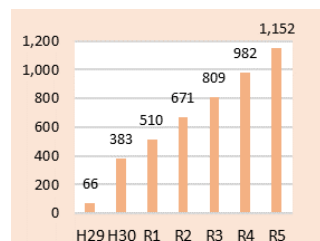
小学校

10,812/18,437校



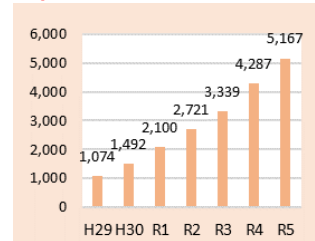
高等学校 (中等教育学校含む)

1,152/3,484校



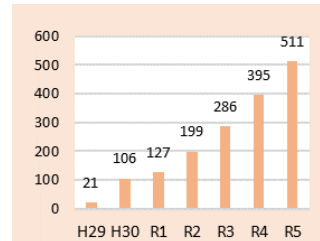
中学校

5,167/9,010校



特別支援学校

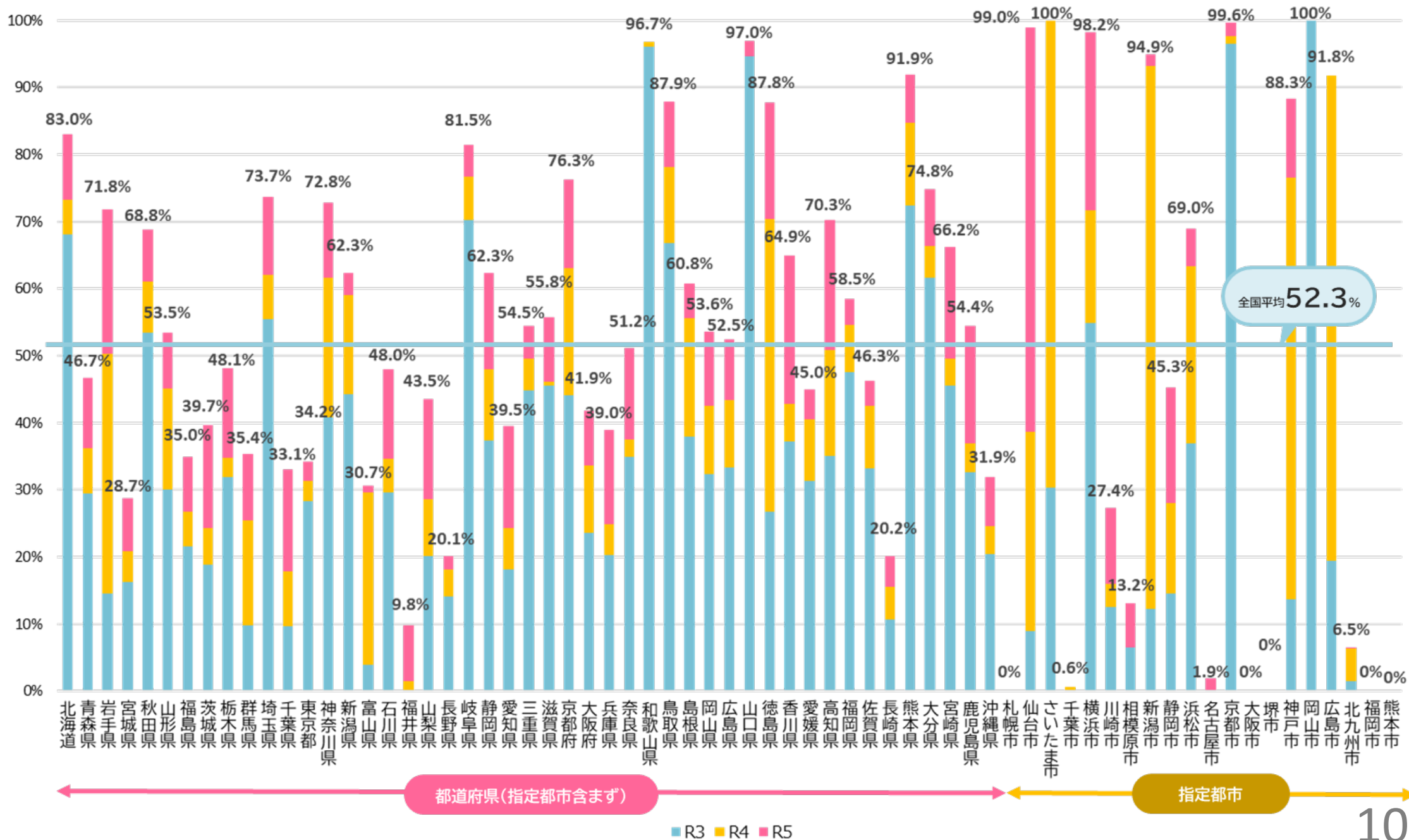
511/1,117校



コミュニティ・スクールの導入率 3か年の推移

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種

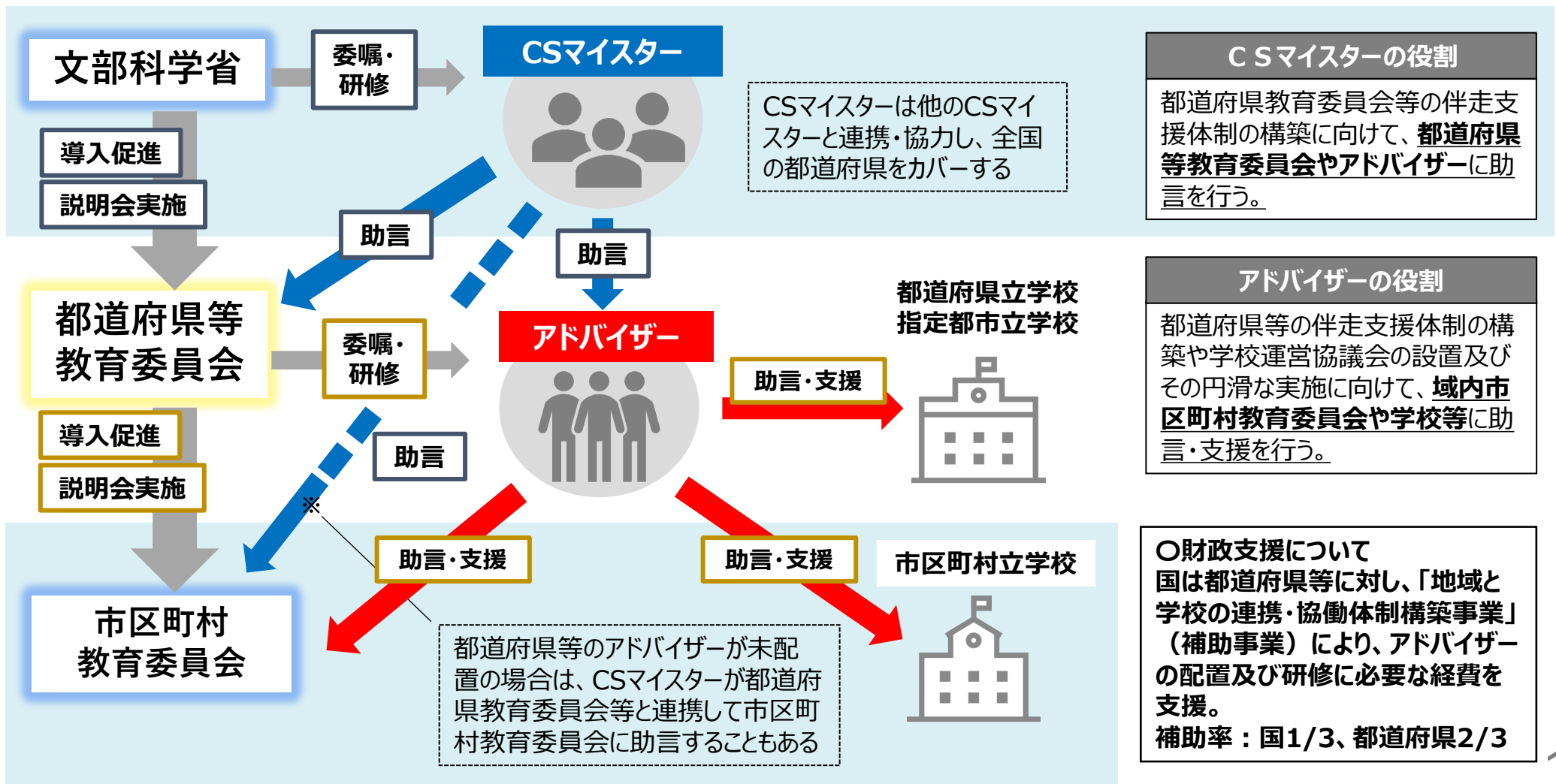


都道府県等教育委員会の伴走支援体制構築

都道府県教育委員会・指定都市教育委員会に、コミュニティ・スクールについて豊かな知識と実践を有する者をアドバイザーとして配置し、研修の参加やCSマイスターとの連携を通じて知見を高めつつ、域内の市区町村教育委員会や各学校に継続的な助言・支援を行う。

文部科学省が委嘱するCSマイスターは、都道府県教育委員会等やアドバイザーに助言・支援を行い、都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築を支援する。

CSマイスターとアドバイザーの役割

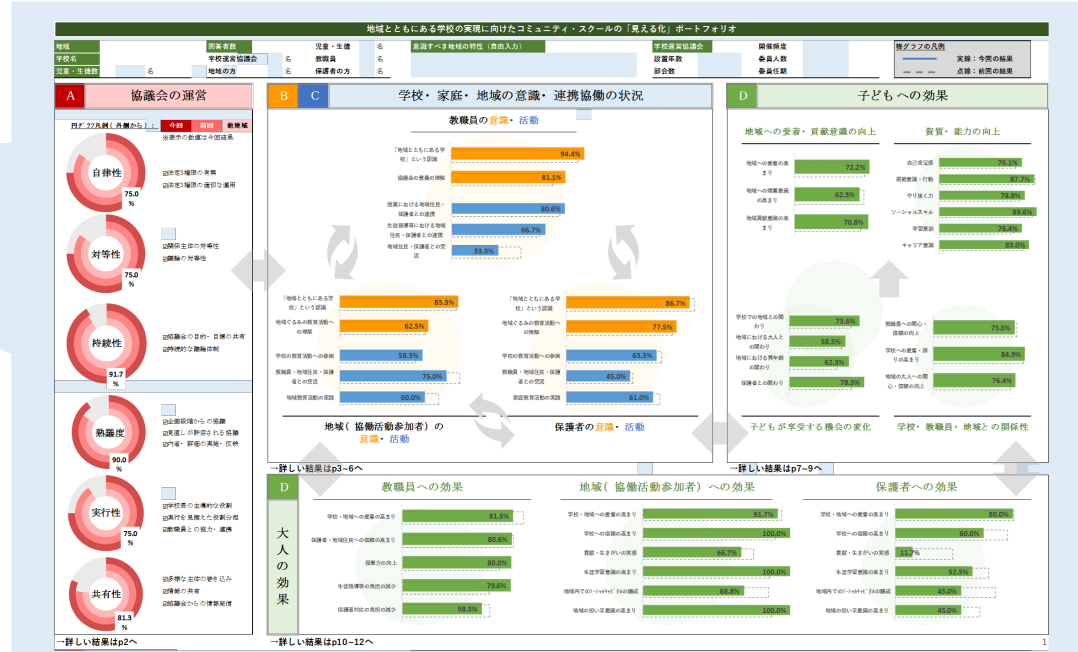
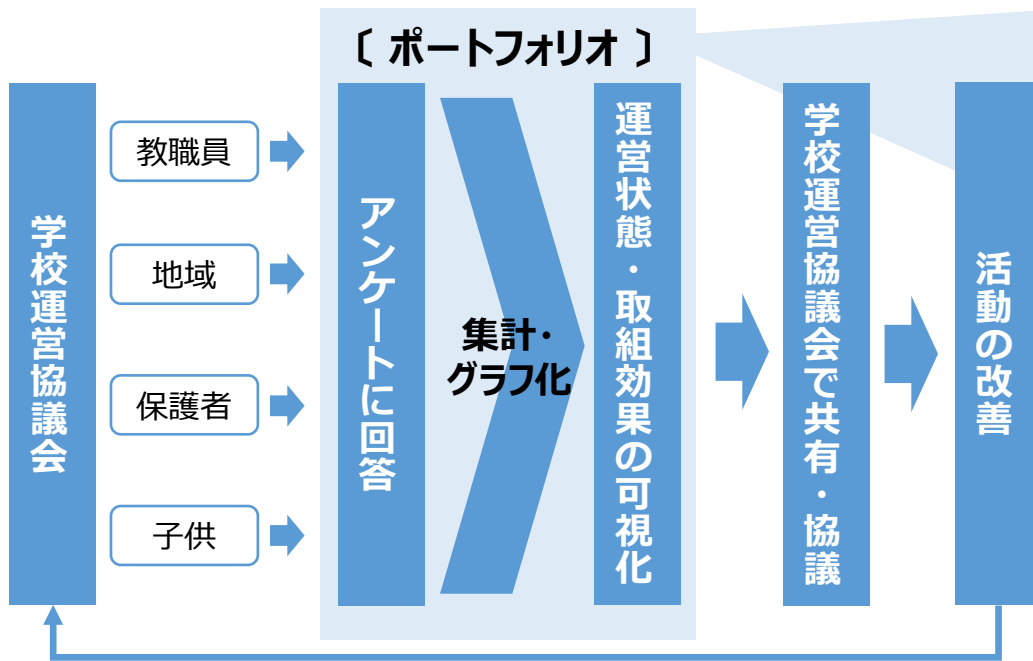


CSポートフォリオ（コミュニティ・スクールの効果検証ツール）の活用

各地域・学校において、コミュニティ・スクール関係者（教職員・地域・保護者・子供）に対するアンケート結果を相互に関連付けて集計し、CSの運営状態や取組の効果等をグラフ化・視覚化する検証用ツール「CSポートフォリオ」の活用により、当該地域・学校の取組状況を関係者間で共有し、改善に向けた協議や取組につなげることが可能となる

※令和2～3年度文部科学省委託事業として、CSポートフォリオ（詳細版）を開発、令和4年度CSポートフォリオ（標準版）・CSの運営に関するチェックシート作成

【CSポートフォリオの仕組み（イメージ）】



可視化される事項の例：

- 学校運営協議会の運営に関する事項（自律性、対等性、持続性、熟慮度等）
- 学校（教職員）・家庭（保護者）・地域の意識・活動状況に関する事項
- 子どもの関心や学校や地域との関わりに関する事項
- 大人（教職員、地域、保護者）の関心や関わりに関する事項

- CSの運営状態やCSの生み出す効果を視覚化
- 学校運営の改善や、地域との協働の在り方の検討につなげる

CSの診断ツール（≒健康診断）



学校と地域でつくる学びの未来HPからダウンロード可能

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動に係る協力団体等リスト

コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した関係団体・関係者との更なる連携促進、互恵的関係の構築・深化に向けて広く周知を図ることができるよう、趣旨に賛同・協力いただける関係団体等のリストを作成。

掲載団体（令和5年12月時点）

《教育分野》

- ・全国コミュニティ・スクール連絡協議会
- ・公益社団法人日本PTA全国協議会
- ・一般社団法人全国高等学校PTA連合会
- ・公益社団法人全国子ども会連合会
- ・公益社団法人全国公民館連合会
- ・全国私立大学教職課程協会
- ・日本教育大学協会
- ・日本教職大学院協会
- ・全国都道府県教育委員会連合会
- ・全国市町村教育委員会連合会
- ・指定都市教育委員会協議会
- ・全国都市教育長協議会
- ・中核市教育長会
- ・全国町村教育長会
- ・全日本教職員連盟
- ・公益社団法人日本教育会
- ・日本連合教育会
- ・公益財団法人日本学校保健会
- ・公益財団法人産業教育振興中央会
- ・全国産業教育振興会連絡協議会

《スポーツ・文化分野》

- ・公益財団法人日本スポーツ協会
- ・一般社団法人和食文化国民会議

《防災・安全分野》

- ・公益財団法人全国防犯協会連合会
- ・一般財団法人全日本交通安全協会
- ・消防団
- ・公益社団法人隊友会

《金融分野》

- ・一般社団法人全国銀行協会
- ・一般社団法人信託協会
- ・一般社団法人全国地方銀行協会
- ・一般社団法人第二地方銀行協会
- ・一般社団法人全国信用金庫協会
- ・一般社団法人全国信用組合中央協会
- ・一般社団法人生命保険協会
- ・一般社団法人日本損害保険協会
- ・日本証券業協会
- ・日本FP協会

《児童福祉分野》

- ・一般財団法人児童健全育成推進財団
- ・一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会

《人権分野》

- ・更生保護法人全国保護司連盟
- ・全国人権擁護委員連合会

《国際協力分野》

- ・公益社団法人青年海外協力協会

《社会福祉・労働分野》

- ・一般社団法人生涯活躍のまち推進協議会
- ・全国食生活改善推進員協議会（一般財団法人日本食生活協会）
- ・全国社会福祉協議会
- ・全国民生委員児童委員連合会
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- ・全国老人クラブ連合会
- ・一般財団法人ACCN

《農林水産分野》

- ・JAグループ（一般社団法人全国農業協同組合中央会）
- ・全国森林組合連合会
- ・全国漁業協同組合連合会

《経済分野》

- ・公益社団法人経済同友会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会

《自動車整備分野》

- ・自動車整備人材確保・育成推進協議会

子どもゆめ基金事業について

「子どもゆめ基金」は、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進するため、民間団体が行う様々な体験活動や読書活動への支援を行っています。

<助成の対象となる団体>

- 財団法人や社団法人
- 特定非営利活動法人
- 法人格を有しないが、青少年のために活動する団体 等

<助成の対象となる活動>

①子供の体験活動

- ・自然観察やキャンプ等の自然体験活動
- ・科学実験教室等の科学体験活動
- ・文化・芸術、スポーツ等を通じた交流体験活動
- ・清掃、高齢者介護体験等の社会奉仕体験活動
- ・子供の体験活動の指導者養成 等



②子供の読書活動

- ・読み聞かせ、読書会活動
- ・子供の読書活動の振興を図るフォーラムの開催 等



③子供向け教材開発・普及活動

- ・子供の体験活動や読書活動を支援・補完するデジタル教材を開発し、普及する活動

<経済的に困難な状況にある子供の体験活動への助成>

- 「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定、令和元年11月29日改定)を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費・飲食代等を特に助成の対象とすることで参加者の負担が軽減されるようにしています。
- 令和5年度は、111件の活動を支援しました。



【令和5年度助成金の申請・採択状況】※(前年度比増減)

活動分野	申請件数	採択件数	交付決定額
体験活動	3,486件(▲592件)	2,901件(▲154件)	12.1億円(▲0.3億円)
読書活動	352件(▲61件)	309件(▲14件)	1.3億円(▲0.2億円)
教材開発	27件(2件)	12件(▲1件)	0.8億円(▲0.03億円)
合計	3,865件(▲651件)	3,222件(▲169件)	14.2億円(▲0.5億円)

【活動規模別の助成金限度額】

※活動実績のない新規団体は、原則として限度額の2分の1となります。

活動規模	参加者を募集する範囲	限度額
全国規模	24都道府県以上で募集	600万円
都道府県規模	都道府県全域又は複数都道府県にて募集	200万円
市区町村規模	市区町村単位又は複数市区町村にて募集	100万円

【令和6年度募集スケジュール】

※二次募集は、市区町村規模で申請額50万円以下の活動が3件まで申請可能となります。

	活動時期	申請・交付決定スケジュール
一次募集	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	○申請:令和5年10月1日～11月21日 ○交付決定:令和6年4月(予定)
二次募集	令和6年10月1日 ～令和7年3月31日	○申請:令和6年5月1日～6月18日 ○交付決定:令和6年8月(予定)

※子どもゆめ基金サイト

<https://yumekikin.niye.go.jp/>

